



呉市コンビニ交付サービスの利用時間短縮について

昨年度、呉市に本籍がある方へ「戸籍の振り仮名記載についてのお知らせ」を通知した際に、変更の届出がなかった方の戸籍に振り仮名を記載するため、戸籍システムの処理作業期間中、コンビニ交付サービス（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍証明書、戸籍の附票の写し、戸籍の利用登録申請）の利用可能時間を下記のとおり短縮することとしましたのでお知らせいたします。

1 利用可能時間

現 状：午前6時30分から午後11時

変更後：午前6時30分から午後6時30分

※午後6時30分以降は、システム作業中のため利用できなくなります。

2 利用時間短縮期間

令和8年6月29日（月）から同年8月19日（水）までの期間の平日

（作業の進捗状況によっては、最大令和8年8月31日（月）まで延長）